



荒川区立第二峡田小学校 P T A

令和 5 年度

定期総会議案書

令和4年度活動報告

1. 実行委員会

実行委員会の開催（5月）

P T A総会の開催

- ・定期総会（書面決議：4月）

各種行事の企画運営

- ・新生へ入学記念品贈与（4月）
- ・二峡小花火大会（7月）
- ・6年生へ卒業記念品贈与（3月）

連絡網の作成（各クラスの作成方法は相談）

校庭利用の実施

P T A安全パトロールの運営

2. 校外部

青少年育成荒川地区委員会への協力

- ・社明パレード（6月）
- ・ドンとやろう大会（11月）

3. 広報部

P T A広報誌「ゆりかご」の取材、編集と発行

- ・No.149（7月）、No.150（3月）

4. 成人部

峡田地区ママさんバレーボール大会応援

- ・春季大会（6/18）
- ・秋季大会（10/15）

お知らせの配布

- ・大会開催・試合結果の報告、メンバー募集

5. 各学年部

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、活動を見送らせていただきました。

6. その他

学校行事等への協力

- ・運動会（11月）
 受付・案内・警備
- ・学芸会（12月）
 受付・誘導案内

令和4年度

本会計決算書

荒川区立第二峽田小学校 PTA

収入の部 ① 総額 2,079,390円

款	予算額	決算額	増減
前年度繰越金	711,782	711,782	0
今年度会費	1,332,000	1,345,600	▲ 13,600
銀行金利	3	8	▲ 5
校庭利用	0	22,000	▲ 22,000
行事費用戻金	0	0	0
計	2,043,785	2,079,390	▲ 35,605

支出の部 ② 総額 928,326円

款	項目	予算額	決算額	増減	
運営費	需用費	1 消耗品費	20,000	20,322	▲ 322
		2 通信費	35,500	18,480	17,020
		3 備品費	10,000	0	10,000
		4 印刷機リース代	119,800	19,800	100,000
		5 コピー用紙他	60,000	29,535	30,465
		6 会議費	10,000	3,600	6,400
活動費	一般活動費	7 校外部会活動費	20,000	0	20,000
		8 広報部会活動費	220,000	197,185	22,815
		9 成人部会活動費	5,000	0	5,000
		10 ママバレ部費	10,000	10,000	0
		11 学年行事費	0	0	0
		12 行事費(運動会景品)	0	0	0
		行事費(花火)	150,000	131,774	18,226
13 慶弔費	110,000	0	110,000		
	児童奨励費	14 児童記念品費	200,000	321,520	▲ 121,520
分担金	分担金	15 連合会費	30,000	0	30,000
		16 協議会費	35,000	0	35,000
		17 他団体費	40,000	26,000	14,000
		18 補償保険費	60,000	50,110	9,890
積立金	記念事業費	100,000	100,000	0	
予備費	予備費	808,485	0	808,485	
合計		2,043,785	928,326	1,115,459	

差額残金(収入-支出) 1,151,064円 (①2,079,390-②928,326)

周年積立金 総額 954,256円

以上のとおり令和4年度会計決算を報告します。

令和5年 3月31日

会計

村上真理



令和4年度本会計決算について慎重に監査した結果、決算報告に相違ないことを認めます。

令和5年 3月31日

会計監査

松井尚子



会長

緒方裕作



令和5年度活動計画（案）

1. 方針

本年度は、前年度の反省の上に立って、更に本来のPTA活動の推進に力点を置き、諸活動の計画・推進をはかる。

1. 学校教育を進展させるための基礎となる家庭教育・地域での子供の指導を充実させるため、会員の資質向上をすすめる計画・推進を図ること。
2. 会員相互の親睦を図り、教養の向上に資する計画・推進を図ること。
3. PTA本来の活動の在り方について更に研究・改善を図りながらの実践活動を推進すること。

2. 事業計画目標

方針の達成をめざし、次の事業を計画する。

(1) 方針1に関して

- ①家庭における子供の指導についての理解を深める事業（広報部会）
- ②地域での、子供の暮らしの指導、福祉厚生を図るための事業（校外部会、広報部会）

(2) 方針2に関して

- ①会員の教養・趣味の向上をはかる事業（広報部会）
- ②会員の研修・親睦をはかるための事業（成人部会）

(3) 方針3に関して

- ①会の運営機構の一層の充実（実行委員会）
- ②会員の趣旨（ねらい）の浸透（各部会、委員会）

3. 活動計画

<実行委員会>

- ・実行委員会の開催
- ・PTA書面総会の開催（4月）
- ・各種行事の企画運営
 - 二峡小夏まつり（7月）
 - PTA新年顔合わせ会
- ・新旧役員顔合わせ
- ・校庭利用の運営
- ・学校行事への協力
- ・一人一役（ボランティア）の実施
- ・荒川区小学校PTA連合会への協力

<校外部会>

- ・夏休みラジオ体操の運営（7・8月）
- ・青少年育成荒川地区委員会への協力
社明パレード（6月）、ドンとやろう大会（11月）

<広報部会>

- ・P T A広報誌「ゆりかご」の編集と発行
No.151（7月）、No.152（3月）
- ・P T A広報研修会への参加

<成人部会>

- ・峡田地区ママさんバレーボール大会の運営への協力
春季大会（6月）、秋季大会（10月）

<クラス委員会>

- ・学校行事への協力
行事毎のお手伝いや参加者の募集呼びかけ
- ・校庭利用の実施
- ・次年度クラス役員決め
- ・5年生のみ卒対委員選出

今後の情勢をふまえて、活動を変更・中止していくこともありますので、ご了承ください。よろしく願いいたします。

令和5年度 PTA予算(案)

荒川区立第二峡田小学校PTA

収入の部 **総 額** 1,743,067 円

繰越金 1,151,064 円
 会費 592,000 円 (@400 × (325 人 + 18人) × 10ヶ月 - 780,000)
 銀行金利 3 円
 校庭利用 0 円 (@2,000 × 20回)

支出の部 **総 額** 1,743,067 円

款	項 目		予 算 額	適 用
運営費	需用費	1 消耗品費	20,000	
		2 通信費(切手・はがき・送金代)	34,460	
		3 備品費	10,000	
		4 印刷機リース代	119,800	
		5 コピー用紙	60,000	
		6 会議費	10,000	
活動費	一般活動費	7 校外部会活動費	20,000	
		8 広報部会活動費	220,000	ゆりかご発行
		9 成人部会活動費	5,000	
		10 ママバレ部費	10,000	
		11 学年行事費	0	(一人500円)
		12 行事費(運動会景品)	0	
		行事費(夏祭り)	250,000	
		13 慶弔費	110,000	
		14 児童記念品費	200,000	卒. 入学式記念品/卒業記念品一人3000円
	児童奨励費			
分担金	分担金	15 連合会費	0	荒川区PTA連合会
		16 協議会費	35,000	正副会長会他
		17 他団体費	40,000	ハレホール・ビーチバレ大会
		18 補償保険費	60,000	200円/世帯数
積立金		記念事業費	100,000	創立110周年記念行事積立金
予備費		予備費	438,807	※新型コロナウイルス感染症の影響により行事が不明確なため一部行事費は予備費へ
合 計			1,743,067	

差引残高 (収入-支出) 0 円

荒川区立第二峡田小学校PTA規約

第一章 名 称

第一条 本会は、荒川区立第二峡田小学校PTAと称し事務所を荒川区立第二峡田小学校内におく。

第二章 目 的

第二条 本会は、会員が教育についての理解を深め、相互に教養を高めるとともに、協力して、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第三章 方 針

第三条 本会は、本会と目的を異にする団体及びその事業に対し、如何なる関係も持ってはならない。

第四条 本会は、自主独立のものであって他の如何なる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。

第五条 本会は学校の管理や人事に干渉するものではない。

第四章 会 員

第六条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員によって組織する。

第五章 個人情報取扱

第七条 PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の利益を保護することを目的とする。

第八条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第九条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で、会員に周知する。

第六章 経 理

第十条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄附金をもって支弁する。

第十一条 本会の経理は、総会において承認された予算にもとづいて行なわれる。

第十二条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終り、本会の決算は会計監査を経て総会に報告しなければならない。

第七章 役員顧問及び相談役

第十三条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長1名（保護者）
2. 副会長3名以上（保護者）
3. 書記3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
4. 会計3名以上（保護者2名以上、教職員1名）
5. 会計監査2名以上（保護者）

第十四条 役員候補者指名委員会により選出された役員は会員の承認を得なければならない。

第十五条 役員の兼任は認めない。

第十六条 本会は、顧問相談役を置くことができる。

第八章 役員の仕事

第十七条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理し総会及び実行委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の場合にその代理を務める。
3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、その他会務を整理する。
4. 会計は本会の総ての金銭の収入支出を正確に記録し総会において、監査を経た決算報告をする。
5. 会計監査は本会の経理を監査する。

第九章 総会及び集会

第十八条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十九条 本会の総会を、定期総会と臨時総会に分ける。

1. 定期総会は四月に行う。定期総会では規約審議、決算承認、予算審議及び常置部長の承認を行う。
2. 臨時総会は、会長並びに実行委員会が必要とみとめた場合または全会員の5分の1以上の要求があった場合行う。
3. 定期総会は、書面によって行うことを原則とし、必要に応じて集会を行う。

第二十条 総会は会員の3分の1以上の議決権行使書の提出または、出席（委任状を認む）により成立する。

第二十一条 総会の決議は議決権行使書の提出者数または、出席者の過半数で決する。

第二十二条 実行委員会、各種部会・クラス委員会の集会は必要に応じ随時開かれる。

第十章 実行委員会

第二十三条 実行委員会は、総会につぐ決議機関である。

第二十四条 実行委員会は、本会の役員、常置部会の部長・クラス委員長及び校長・副校長をもって構成する。

第二十五条 実行委員会の仕事は次のとおりとする。

1. 予算を立案し、決算を審議する。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. 必要ある場合には特別委員会を設ける。
4. その他全会員より委任された事項を処理する。
5. 役員及び部長・委員長に欠員を生じた場合にはそれを補充する。但し会長に欠員を生じた場合に限り副会長が昇格する。いずれも任期は前任者の残存期間とする。

第二十六条 実行委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

第二十七条 実行委員会の決議は出席者の過半数で決する。

第十一章 部会・委員会

第二十八条 会は、常置部会、クラス委員会、役員候補者指名委員会、臨時委員会とする。

第二十九条 役員候補者指名委員会は、各学級より1名以上、教職員2名、実行委員1名をそれぞれ選出し、9名以上をもって構成する。委員長は委員の互選による。役員候補者名は3月中に告示する。

第三十条 常置部会の部員は、各学級より選出する。

第三十一条 常置部会は、つぎの3部会とする。

1. 校外部会（各学級より2名、複数学級の学年は1学級1名）
2. 広報部会（各学級より2名、複数学級の学年は1学級1名）
3. 成人部会（各学級より1名、複数学級の学年は1学級1名）

第三十二条 常置部会の部長は会長が推せんし、総会の承認を得る。

第三十三条 各クラス委員会は、学級から選出された常任委員によって構成する。第六学年は卒業対策委員会を設ける。

第三十四条 各クラス委員長は、当該学級の会員の互選により選出する。

第三十五条 臨時委員会は必要に応じ設ける。この委員会は任務の終了と同時に解散する。

第十二章 役員委員の任期

第三十六条 役員並びに常置部長及び委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。

第十三章 改正

第三十七条 規約の改正は総会において議決権行使書の提出者数または、出席者の三分の二以上の承認を得なければならない。

付 則

この規約は令和2年7月4日規約の一部を改正し、令和2年7月5日より実施する。

(改正沿革)

昭和36年4月	1日	実 施
昭和42年5月	9日	規約改正
昭和47年4月	25日	規約改正
昭和58年5月	2日	規約改正
昭和59年3月	12日	規約改正
平成 元年3月	17日	規約改正
平成 7年3月	13日	一部改正
平成12年3月	16日	一部改正
平成14年3月	2日	一部改正
平成18年4月	28日	一部改正
平成19年4月	27日	一部改正

平成 2 0 年 4 月 2 5 日	一部改正
平成 2 1 年 3 月 1 0 日	一部改正
平成 2 7 年 5 月 1 日	一部改正
平成 2 9 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 7 月 4 日	一部改正

荒川区立第二峡田小学校PTA規約細則

第一章 会費

第一条 児童一人当たり、年間4,000円とする。

第二章 部会・委員会の任務

第二条 校外部会は、児童の校外生活の指導をおこない、校外における児童の健全な育成を図る。

第三条 広報部会は、本会の目的達成のために必要な広報活動をする。

第四条 成人部会は、会員の研修ならびに親睦をはかるための事業を企画し運営する。また二峡小PTAバレー部は、成人部会におけるPTA活動の一環とする。

第五条 クラス委員会は、各学級間の連絡をはかり学級経営に協力するとともに委員長は、学年相互の連絡を図る。

第三章 個人情報取扱の方法

第六条 個人情報取扱同意書などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。

例) 氏名・電話番号・その他、必要とするもので同意を得た事項

第七条 1. 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は、全ての項目について、同意を取り消すことができる。
2. 前条の申し出があった場合、速やかに該当する個人情報を破棄、または削除しなければならない。

第八条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

1. PTA会員名簿の作成

第九条 1. 個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十条 個人情報は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

4. 国の機関もしくは地方公共団体または、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第十条は、「個人情報の保護に関する法律」第23条に規定されています)

第四章 その他

第十一条 副会長は、PTA行事の遂行上、3名以上とする。

第十二条 1. 本会においての功労者、会長経験者は、顧問とする。

2. 役員経験者は、相談役とする。

3. 相談役の任期は3年とする。

第十三条 弔事 児童とその保護者、教職員とその両親、顧問、相談役が死亡した時、弔慰金 5,000 円を贈る。場合により弔電になることもある。

弔費に関しては、必要に応じて臨機応変に対応するものとし、校長・PTA会長に判断を委任する。

付 則

この細則は令和5年7月1日その一部を改正し、令和5年7月2日より実施する。
(改正沿革)

昭和42年5月 9日	一部改正
昭和42年4月25日	一部改正
昭和51年5月14日	一部改正
昭和54年4月27日	一部改正
昭和58年5月 2日	一部改正
昭和59年3月12日	一部改正
平成 元年3月17日	一部改正
平成 7年3月13日	一部改正
平成14年3月 2日	一部改正
平成18年4月28日	一部改正
平成20年4月25日	一部改正
平成21年3月10日	一部改正
平成23年4月16日	一部改正
平成24年4月14日	一部改正
平成27年5月 1日	一部改正
平成29年4月 1日	一部改正
令和 2年7月 4日	一部改正
令和 4年6月 1日	一部改正
令和 5年7月 1日	一部改正